**太良町の介護施設等に新たに就職する方を応援します**

**町内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した方に、補助金を交付します。**

※介護施設等とは、町内の居宅サービス、施設サービスまたは地域密着型サービ

スを実施する事業所をいいます。

※介護職員等とは、施設等での身体介護、生活支援もしくは看護に従事する者又

は居宅での訪問介護もしくは訪問看護に従事する方

**対象者　令和３年４月１日以降に町内の介護施設等に介護職員として新たに就職し、継続して２年以上勤務することが見込まれる方**

**補助金額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **有資格者** | **資格なし** |
| **常勤職員** | **１０万円** | **５万円** |
| **非常勤職員** | **５万円** | **５万円** |
| **転入者の場合** | **上記の区分の額に１０万円追加** | |

※有資格者とは、介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修（旧ヘルパー２級）修了者、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、准看護師及び介護支援専門員

※転入者とは、他の市区町村から太良町に転居し、太良町に住民登録する者

※常勤職員とは、週３５時間以上、月１４０時間以上勤務する者

※非常勤職員とは、週２０時間以上、月８０時間以上勤務する者

申請の方法など詳しくは、太良町役場町民福祉課までお問い合わせください。